

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

私からは、訴訟記録の電子化の件をお話しし、議論させていただきたいと思えます。

法改正によって、訴訟記録を電子化して、その閲覧等をするための仕組みがつけられるというふうに伺っております。電子データで訴訟記録を保管するのであれば、書庫等の収容能力を度外視して保管できるわけです。そうすれば、保管期間も従来よりも延長できるはずだというふうに考えております。

私の資料のページを御覧になってください。

左側の方に表のようなものがあります。これは最高裁の事件記録等保存規程の抜粋なんですけれども、判決の原本の保存期間は五十年、和解等々は三十年とありまして、他方で、それに関する事件記録、様々な証拠であったり主張書面であったり、いろいろあるかと思うんですが、そうした事件記録は五年というふうになっております。

事件記録の保管期間は、判決の原本等と同じ期間にすれば、わざわざ分けて管理する手間も省けますし、閲覧する側もより便利になるかと思えます。事件記録の保管期間もこの際見直すべきではないかと考えますが、これは規程を作っている最高裁でよろしいでしょうか。お願いします。

○小野寺最高裁判所長官代理人 お答えいたします。

御指摘いただきましたとおり、現在の事件記録等保存規程におきましては、民事訴訟の事件記録等の保存期間は、判決の原本は五十年、和解等調書は三十年、事件記録は五年と定められているところでございます。

訴訟記録が電子化された際のことについて御指摘をいただいたところでございます。

訴訟記録が電子化されたときに、記録の物理的な保管スペースの問題は、御指摘のとおり生じなくなりません。他方で、永久あるいは相当長期これらを保存するということになりますと、システムにおける保存容量が累積的に増加し続けることになりまので、それに伴うシステムの維持管理に関するコストが増大するということも考えなければならぬかと思っております。その他、訴訟記録中に表れる高度な個人情報保有し続けることに関する問題等も考慮する必要があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、訴訟記録の保存期間につきましては、改正法案の内容等を踏まえまして、その在り方については今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○階委員 せっかく保管スペースの問題がなくなるわけですから、そこは是非、前向きに検討していただきたいと思っております。

そして、なお、保管期間は、延長されても残りで得るということは理解します。延長してほしいんですけれども、限界があるということは理解します。

ただ、その上で、今の仕組みにあっても、特別保管という制度があるわけですね。一ページ目の右側に書いていますけれども、例えば、重要な憲法判断が示された事件などについては、保管期間が過ぎても保管対象になるというふうになっていきます。ただ、私が本などで読んだところ、重要な憲法判断が示された、例えばマクリーン事件という在留外国人の基本的な人権について判断した事案などについては、特別保管の対象にならなかった。今、記録は廃棄されたというふうに伺っています。この法改正を契機に、特別保管の対象も広げるべきではないかと思っております。

この特別保管の要件、右側に書いてあるところを見ると、保存期間満了後も保存する必要があるとき、あるいは括弧三のところ、弁護士会の要望などがあつたときは要望を十分に参酌するということで、要は、最終的には、必要性は最高裁が判断して、必要性がなければ特別保管しないというふうになっているわけです。ここは原則として、重要な事件であれば保管する、保管しなくてもいいような特段の事情があれば保管しないというふうな、原則と例外を変えるべきではないかというふうに思います。

特別保管の要件の見直し、この点も考えていた
 だきたいんですが、いかがでしょうか。

○小野寺最高裁判所長官代理人 お答えいたしま
 ず。

いわゆる、私ども、特別保存という言い方をさ
 せていただいておりますけれども、これについて
 の御指摘をいただいたところでございます。

現状の事件記録等保存規程第九条第二項にこれ
 は定めてございまして、いわゆる、私どもは二項
 特別保存という言い方をしておるんですけれども、
 この選定手続については、各庁において運用要領
 を定めて選定を行っているところであります。

委員から御指摘をいただいたように、以前、著
 名な事件についての保存がされていないのではな
 いかという御指摘をいただいたこともありまして、
 それ以降、令和二年くらいから、各地できちんと
 それを、運用を改めるといようなことが行われ
 ました。

一例を御紹介させていただきますと、東京地方
 裁判所におきましては、外部有識者の意見を聴取
 した上で、令和二年に運用要領を定めました。こ
 こでは、最高裁判所民事判例集に判決等が掲載さ
 れた事件、事件担当部から保存するよう申出がさ
 れた事件、地域面を除く主要日刊紙のうち二紙以
 上に終局に関する記事が掲載された事件を保存に
 付するといような客観的な基準を設けたところ
 でございます。

また、このほか、弁護士会、学術研究者等から
 事件及び保存の理由等を明示して要望があった場
 合には、これを保存に付するかどうかを適切に判

断するため、裁判所内に設置した保存記録選定委
 員会の意見を踏まえて、最終的には東京地方裁判
 所長において特別保存の要否を判断するという運
 用になっております。

したがいまして、委員から御指摘をいただいた
 点につきましては、近年、運用をしつかり改めた
 というところでございますので、これをしつかり
 と運用を続けていきたいというふうに思っており
 ます。

○階委員 今お話を聞いていて、以前、この委員
 会でそういうことが取り上げられたことは思い出
 しました。

この電子化を契機に、やはりその運用もより適
 切に、かつ充実したものになるように努めていた
 だければと思います。

あと、最後にこの関係で伺いたいのは、参考人
 の御意見で、電子化といいますが、書面をPD
 Fにして、それを保存しているだけだと、後々、
 調査とか分析するときに使い勝手が余りよくない、
 デジタル化の時代ですから、テキストデータの形
 で保管なり保存なりしていただけると便利になる
 というような御指摘がありました。

これは、全部の事件記録は無理だとしても、判
 決文などは、元々電子データなわけですから、テ
 キストファイルの形で閲覧、利用できるようにす
 るのはありだと思うんですけれども、この点につ
 いていかがでしょうか。

○門田最高裁判所長官代理人 お答えいたします。
 これは今後開発予定のシステムに関するものと
 いうことになりますので、現時点では確定的なお

答えはできないところなんですけれども、訴訟記
 録になるものということだと、当事者が提出す
 る書面は、訴訟資料として、裁判所だけではなく
 て、双方当事人の共通の資料になるということ
 がございます。これは、判決についても、判決原

本に当たるものは同様ということになりまして、
 これは文書作成者の意図したレイアウトどおりに
 表示、印刷されることが必要ということになりま
 して、そのようなファイル形式としてはPDFフ
 ァイルが想定されるというところでございます。

○階委員 いや、それは、PDFはPDFで残し
 てもいいかもしれないですけども、別に、調査
 分析に資するようにするためにテキストデータの
 形でも閲覧できるようにする、利用できるように
 するというのもやってもいいんじゃないでしょ
 うかね。それをやらないと、各判決がどのような整
 合性があるのか、あるいは考え方がどのような変
 遷しているのか、いろいろな調査とか分析が困難
 になると思うんですね。

せっかく電子化するのであれば、そうしたこと
 にも配慮すべきではないかということで、検討し
 ていただけませんか。

○門田最高裁判所長官代理人 お答えいたします。
 済みません、ちよつと今、手元に資料がござい
 ませんので、正確なところは、ちよつと違ってい
 るかもしれないのは御容赦いただきたいんですけ
 れども、今、日弁連の法務研究財団の方で、判決
 のオープンデータ化についての検討が行われてい
 ると承知しております。

そちらの方での検討次第ということにはなりま

すけれども、そのオープンデータ化を実際にしていくということになりますと、裁判所からそちらの方に判決データを提供するということも考えていくことになるかなと思っております。

その作業の中では、今委員が御指摘になったような点も踏まえて検討していくことになるかなと思っております。

○階委員 では、しっかりと進めていっていただければと思います。

次に、前回の質疑に関連して、財務省に伺っていきたいと思います。

三ページ目の資料を御覧になってください。この上段の方が、前回、財務省とのやり取りで、今日は理財局長に来ていただきましたけれども、前回のやり取りというのは、赤木訴訟のように、真相解明を望む当事者の期待、これを裏切るような請求の認諾を防ぐことが必要ではないかという問題意識を私は示しました。

そして、その方策として、一つは、請求の認諾の際に相手方当事者の同意を得るという法改正、これを行うか、もう一つは、手数料の負担を軽減して、認諾しにくい大きな金額を請求することをやりやすくするか、どちらかの法改正を行うべきだということを主張しました。

この流れの中でやり取りがあったわけですけれども、今日お配りしている資料の上段の最後のパラグラフ、財務省の答弁として、本件につきましても、法務省にも御相談申し上げ、それから賠償額云々かんぬん、妥当なものかと判断したということだというふうに答弁していますが、これはちょ

っと文章が読みにくい、言い方が分かりにくいので確認しませうけれども、認諾金額、損害賠償額が妥当だと判断したのは、財務省と相談した結果だということではないですか。確認ですけれども。

○角田政府参考人 認諾に当たりましては、当然金額につきましても、金額を含めて認諾をさせていただいているのは当然のことでございます、その認諾につきまして、財務省と協議してということ、そういう構成になってございます。

○階委員 金額についても財務省と相談したということですので、財務省にも聞きたいと思えます。財務省としては、相談を受けて、認諾金額が妥当だということにアドバイスはされたと思うんですが、妥当だとアドバイスされた根拠を説明していただけますか。法務大臣、お願いします。

○古川国務大臣 まず、一般論として申し上げますと、訴訟追行に当たりましては、関係省庁との間で訴訟方針等に関し協議、検討を行うなどして、財務省としては適切に対応しているところでございますけれども、個別の訴訟における国内部の協議内容につきましては、国の訴訟追行に関わるものでもあり、通例はお答えを差し控えているところでございます。

ただ、今お尋ねの件につきましては、前回の委員会に引き続き財務省の政府参考人が御答弁されておりまして、そういうことを踏まえまして、あえて申し上げたいと思えますけれども、御質問の、訴訟において国が支払う損害賠償額につきましては、財務省とも協議の上で妥当なものかと判断したものと認識をいたしております。

この金額についてでございますが、これは原告が訴状において国に対して請求をした金額でございます。この訴訟を代表する立場にある法務大臣におきましては、当事者が積極的に公にしている事実には言及をすることは適切ではないというふうに考えております。

○階委員 ちよつとよく分からないんですけども、認諾だから請求額をそのまま丸のみするわけなので、請求額がこの金額だったからこの金額を認諾します、するのは妥当と。要するに、請求された金額が一億七百万だから一億七百万を認諾するのは妥当だと言っているふうにしかな聞こえなくて、幾ら一億七百万請求されたからといって、それを丸のみするかどうかは別問題なんです。

請求金額が妥当かどうかは、前に前川委員がこの場で説明されたとおり、裁判所で損害賠償金額の基準というのは公開しているわけですよ。それに基づいて弁護士会などもちゃんと本にまともたりにしているわけです。基準がある中で、それに当てはめて妥当かどうかということ、当然財務省はそういう基準も知っているわけですから、アドバイスすると思うんですね。

そういうことはやらずに、単に、訴える側が一億七百万請求してきたからそれでいいよと言ったにすぎないということではないでしょうか。

○古川国務大臣 その金額の妥当性についてお尋ねなわけですが、御質問は個別の訴訟における国内部の検討過程を問うものでありまして、国の訴訟追行に関わるものでございます。したがって、お答えを差し控えたいと存じます。

○階委員 大体いつも苦しくなるとそのお決まりの文句が出るんですけども、私はそれを認めるわけにはいかないんですね。これ、一億七百万円は国民の税金ですから、ちゃんと根拠は示すべきなんです。

それで、財務省に、では、法務省と相談したときにどんなやり取りがあったのか聞きたいんですが、当然、何らかの基準、これは公開されている基準というのが世の中にはあるわけです。何らかの基準に当てはめて、この金額だったら妥当だというふうに判断したと思うんですね。その損害賠償金額の妥当性を判断した基準、それが何かというのと、その基準に当てはめた結果、これを記録した文書、両方示していただけませんか。お答えください。

○角田政府参考人 認諾に当たりましてどういう文書があるのかということを以前にもお尋ねいただいておりますけれども、第四準備書面がまさにその残す文書として作成したものでございます。年末にもお答えしたと思います。文書としてはそういうものがございます。

○階委員 いや、それは、前に答弁されたのも当然知っていますよ。でも、今言った準備書面には、請求金額のことについては一切触れていませんよね。幾らで認諾するのが妥当かどうかということについては一切その書面には記されていない。あれで財務省に相談したからといって、認諾金額が幾らにするのがいいかどうかまでは、あんな書面では判断できないはずですよ。あれはあくまで認諾すべきかどうかの根拠を示しているだけであつ

て、認諾した金額が妥当かどうか、これについては一切文書には記されていないんです。

そうした文書を作っていないんですか。お答えください。

○角田政府参考人 金額そのものについて文書で協議したかと言われると、恐らくそういうことはなかったと思います。

○階委員 あり得ないですよ。何でそんな勝手に一億七百万、法務省と相談するときに、何の資料も持たずに口頭で、一億七百万払っていいですか、いいですよねと、こんなやり取りで済むんですか。それが財務省のやり方ですか。おかしいですよ。

しかも、例の公文書改ざんの問題があった後、皆さんもコンプライアンス研修だ何だと言って、公文書管理の在り方を徹底的に教育したわけでしょう。

今日、配っていますけれども、四ページ、「行政文書の作成（打合せ等の記録作成）」という見出しの文書、これはコンプライアンス関連研修基礎、基礎の基礎のところに出てくる資料ですけれども、一番上に、「意思決定過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう文書を作成。」とあるじゃないですか。これを守っていたら、当然、今言ったような大事な文書を作るべきでしょう。何で作っていないんですかあるでしょう。あるならあると言いなさい。そして、あるなら出してください。

○角田政府参考人 申し訳ありませんけれども、認諾の際に作成した文書は第四準備書面でございます。それと、会合を開いて、記録を残せと書いてあるんですけれども、特段、何か会議をセツトしたとか、そういうことはございません。

○階委員 何ですか、これ。会合なんてどこかにありますか。別に会合なんかどうでもいいんですよ。「意思決定過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう文書を作成。」金額を口頭で合意するなんというところはどこにも書いていないでしょう。こういうときこそ行政文書を作成しなくちゃいけないじゃないですか。何でそれを作っていないんですか。全く前回の公文書改ざんの際の反省が生かされていないんじゃないですか。

理財局長、あなたのお膝元で起きたんですよ、前任者か前任者か知らないけれども。どうなっているんですか、そちらの組織は。おかしいでしょう。絶対あると思いますよ。一億七百万、税金を使っているわけだから、出せないのはおかしい。相談したときに一億七百万算定した際の基準、そして、それに照らして、これが妥当だと考えた根拠、それに関する文書を出してもらえませんか。

○角田政府参考人 金額が妥当かどうかというのは検討はしなきゃいけないと思うんですけども、何か文書でというのが、その点についてと言われれば、文書という形ではございません。

○階委員 じゃ、別に今からでも作っていいじゃないですか。コロナの会議だって、後から作っていいじゃないですか。我々のときも、東日本震災の会議の政府の文書を後から作りましたよ。今から作ってくださいよ。法務省と相談して、打合せをしているわけでしょう、これが妥当かどうか。

今から作って出してください、どうぞ。

○**角田政府参考人** 金額について、国がどういう具体的な検討をした結果、これでいいというふうに判断したのかということを明らかにすること自体が、今後の訴訟に不測の支障を生じると困りますので、それは差し控えさせていただきたいと。

○**階委員** 損害賠償金額が妥当なものかどうか、これに関する文書を示せと言っているわけですよ。別に、訴訟遂行なんか関係ないですよ。皆さんが税金を使うわけだから、不当に大きな金額を払ったら背任行為ですよ。民間だったら許されない、犯罪行為ですよ。だから、それを、ちゃんと、私たちは適正な金額を払いましたよということを示す証拠を出してくださいと言っているわけですよ。関係ないですよ、訴訟の遂行なんて。当たり前のこと言っているんですよ。出してください。

○**角田政府参考人** 残念ながら、お答えは、特段先ほどと違うことを申し上げるわけにもまいりませんので、何とぞ御容赦いただきたいと思えます。

○**階委員** 委員長に、この件について、委員会として、財務省から、事後的に作成してもいいですから、提出するようにお取り計らいをお願いします。

○**鈴木委員長** ただいまの件につきましては、理事会にて協議をいたします。

○**階委員** どうして文書を作らないという判断をしたのか、それが分からないんですよ、仮に作っていないとすればですよ。仮に作っていないとすれば、何で作らないで許されると思っただんですか。あれだけの事件を起こしておきながら、しかも理

財局で起こしておきながら。何で今回の文書を作らなくて済むというふうに判断されたんですか。それをお答えください。

○**鈴木委員長** 申合せの時間が経過しておりますので。

○**階委員** はい。では、最後にそこだけ。

○**鈴木委員長** では、簡潔にお願いいたします。

○**角田政府参考人** 済む、済まないということについて、何か判断があったわけではないんですよけれども、作成していないということでございます。

○**階委員** 時間が来たので終わりますけれども、全く改まっていない。同じことを繰り返しますよ。とんでもない。終わります。